

元岡地区新設中学校通学区域協議会 傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、元岡地区新設中学校通学区域協議会会則（以下「会則」という。）第8条の規定に基づき、元岡地区新設中学校通学区域協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴の手続き）

第2条 協議会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

（定員）

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選を行う。

（入場の制限）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入場することができない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者
- （3）前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- （1）会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- （2）会議場において発言しないこと。
- （3）みだりに席を離れないこと。
- （4）飲食又は喫煙をしないこと。
- （5）携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- （6）たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと。
- （7）他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- （8）会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- （9）前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（傍聴人への指示）

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は令和4年6月6日から施行する。

様式

年	月	日
元岡地区新設中学校通学区協議会		
整 理 番 号 票		
NO. _____		
傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、 係員の求めに応じて提示してください。		